

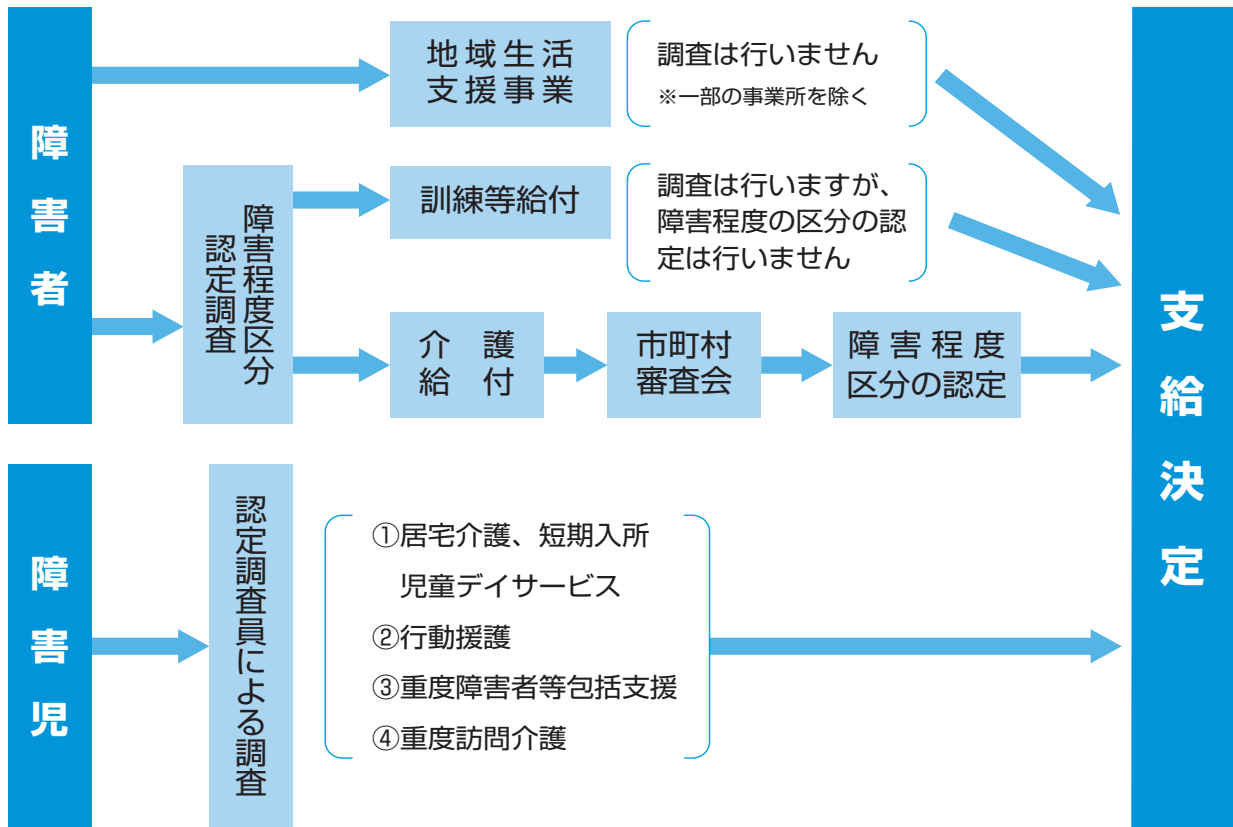
支援費における福祉サービスは、大きく居宅サービスと施設サービスに分けられていますが、障害者自立支援法における福祉サービスとしてはこの他に補装具と自立支援医療があります。

介護給付、訓練等給付については、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、「障害程度区分」が設けられることになりました。

現在は、サービスを利用している人から調査を行っています。これからサービスの利用を希望する人は、まず障害程度区分の認定調査が必要となりますので、町へご連絡ください。

調査は認定調査員が事前に訪問日時を伺ってから行います。通常は、認定調査員1名で行いますが、福祉サービスの利用にあたって事前に相談が必要な人、重度障害の人等の場合は2名で訪問し調査を行います。18歳以上の人の場合106項目の事項について行いますが、児童（18歳未満の人）の場合、成長過程にあり、身体の状態も変化することから、調査項目は別になります。

支給決定の手続きで不明な点がありましたら、下記の健康福祉課社会福祉係へお問い合わせください。



▼問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎569128

## 町営住宅入居者募集

- ▼募集住宅＝下町第一(昭和51年建築 2階建て)2DK 1戸
- ▼受付期間＝7月3日(月)～14日(金) (土・日・祝祭日を除く)
- ▼入居可能日＝8月1日(火)
- ▼家賃月額＝12,600円～27,600円 (※入居者の年収により決まります)  
※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。
- ▼問い合わせ先＝都市建設課 管理係 ☎569146

